

医療保険

いつも笑顔で
わたしたちの
老人保健

○老人保健制度とは

老人保健制度とは、国民が健やかで安心して老後の生活を送れるよう、また、お年寄りの医療への負担を軽くしようという制度です。

平成14年10月から老人保健で医療を受ける方の対象年齢が75歳（一定の障害がある方は65歳）以上となりました。平成14年9月30日までに70歳以上である方（昭和7年9月30日以前に生まれた方）は、引き続き老人保健制度で医療を受けます。昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまでは引き続き現在加入している医療保険で医療を受け、75歳になると老人保健で医療を受けることとなります。

○お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときは、加入している医療保険の「保険証（被保険者証）」と町から

〈 老人保健 〉
〈 こんなときには届出を！ 〉

こんなとき	届出に必要なもの	いつまでに
他の市区町村から転入してきたとき	健康保険証、印鑑	14日以内に
他の市区町村へ転出するとき	医療受給者証(健康手帳)、印鑑	転出するとき
死亡したとき	医療受給者証(健康手帳)、印鑑	14日以内に
同じ町内で住所が変わったとき	医療受給者証(健康手帳)、印鑑	14日以内に
加入している医療保険が変わったとき	健康保険証、医療受給者証(健康手帳)、印鑑	14日以内に
生活保護を受けるようになったとき	医療受給者証(健康手帳)、印鑑	すみやかに
65歳以上でねたきりなどになったとき	国民年金証書・身体障害者手帳・医師の診断書のいずれかの書類、健康保険証、印鑑	すみやかに

問い合わせ 役場町民課保険医療係 ☎985—4107

交付された「医療受給者証」「健康手帳」を、窓口に提示してください。

○一部負担金
老人保健でお医者さんにかかったときに支払う費用（一部負担金）は、外来、入院ともかかった費用の1割（一定以上の所得がある方は2割）を負担します。

※一定以上の所得がある方は、次のいずれかに該当する方です。

(1) 課税所得が124万円以上の老人医療受給者。
(2) 課税所得が124万円以上の70歳以上の方又は老人医療受給者と同一世帯の老人医療受給者。



防災一〇メモ

災害弱者について
考えよう

「災害弱者」ということばを聞いたことはありませんか？

これは、自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力（危険察知能力）、危険を知らせる情報を受け取る能力（情報入手・発信能力）、差し迫る危険に対して適切な行動をとる能力（行動能力）の面で、ハンディキャップを持つ方々を総称する概念です。

具体的には、傷病者、心身障害者をはじめ、日常的には健常であっても、理解、判断能力に乏しい乳幼児、体力的な衰えのある高齢者の方、日本語の理解が十分でない外国人の方などが「災害弱者」ととらえることができるでしょう。

現在、日本では約4

5人に一人が「災害弱者」といわれます。そして災害による「災害弱者」の方の被害がよく聞かれます。

このような状況をふまえて防災対策を考える時、まず何が重要なのでしょう。それは、「ご近所づきあい」です。

災害時に「災害弱者」の人的被害を最小限に食い止めるには、日ごろからの「ご近所づきあい」により、地域に暮らすお年寄りや障害者の所在を把握しておくことが重要です。そのうえで自分が「災害弱者」の立場になつて防災対策を考えることが第1ステップです。

〈 消防署 〉

